

（表面）

厚生年金加入事業所勤務の会社員は「被用者」国民年金のみの会社員や自営業者は「被用者等でない者」を○で囲む。

子ども家庭課に届いた日が受付日となります。

手当 額改定認定請求書
額改定届

提出年月日 平成 . . . ※受付確認年月日 平成 . . .

受給者	氏名	住所		電話
	性別 男・女	職業 ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者	生年月日	明治 大正 昭和 平成

増額又は減額の別 増額 ・ 減額

増額又は減額の原因となる子ども

氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	※子どもとの関係で、該当する場合に○印
		平成 . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
		平成 . .					同一	・未成年後見人

増額となる子どものみ記入。子の氏名はフルネームで記入、続柄は「子」「孫」「妻の子」等のように記入。

同居の場合は「同」に○印をし、住所欄は「同上」と記入。子どもの住所が請求者と異なる場合は、「別」に○印をし、住所欄には子どもの住所地を記入のうえ、別居監護申立書(別紙)を添付すること。なお、子どもの住所地が市外の場合は、子どもの個人番号(マイナンバー)が必要です。

同居・別居にかかわらず、子どもが請求者の実子の場合は監護「有」及び生計「同一」に○印をする。子どもが請求者の実子でない場合(子どもの父母死亡等により祖父母が養育している場合等)は、監護「有」及び生計は「維持」とし、監護生計維持申立書(別紙)を添付すること。

増額した理由

減額した理由	ア. 死亡した イ. 監護しなくなった ウ. 生計を同じくしなくなった エ. 生計を維持しなくなった オ. 日本国内に住所を有しなくなった(留学を理由とするものを除く) カ. 未成年後見人でなくなった	キ. 父母指定者でなくなった(子どもの生計を維持する父母等の帰国) ク. 里親等への委託又は児童福祉施設等への入所 ケ. 子どもと同居しなくなった(単身赴任の場合を除く) コ. その他()
--------	---	--

事由の発生した年月日 平成 . . .

備考	※認定	※認定・改定	※手当日額
	出生の場合、子どもの誕生日を記入し、それ以外の場合は増額となる理由が発生した日(住基届出日など)を記入する。		

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- ◎ ※印の欄は、記入しないでください。
- ◎ 字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。
- ◎ 記名押印に代えて、署名することができます。

注意

- 1 この用紙は、受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）に異動があり、その結果、子ども手当の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる子どもについて記入の上、提出してください。
なお、子ども手当の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。
- 2 子どもが海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 3 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- 4 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は、子どもが受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその子どもと生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、子どもが受給者自身の子でない場合で、受給者がその子どもの生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 5 「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
- 6 「減額した理由」の欄は、「ア」から「コ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「コ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。（※「ク、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所」については、委託又は入所が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。）
- 7 「事由の発生した年月日」の欄は、「5」又は「6」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 8 この請求書には、子ども手当の額が増額する場合は、増額の原因となる子どもについて、次の書類を添えて提出してください。
 - ① 子どもが他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その子どもの属する世帯の全員の住民票の写し
 - ② 子どもが海外に留学をしている場合は、当該子どもが日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ③ 子どもが受給者自身の子であり、受給者がその子どもと別居している場合は、受給者のその子どもに対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑤ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑥ 子どもが受給者自身の子でない場合は、父母とその子どもとの養育関係及び受給者とその子どもとの養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
 - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、子どもと同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。